

令和 7 年度県税改正のお知らせ

令和 7 年度県税改正の主なものは次のとおりです。

税 目	内 容	
個人県民税	給与所得控除の見直し	最低保障額を 55 万円から 65 万円に引上げ
	大学生年代の子等に関する特別控除の創設	控除対象となる子等の所得要件を拡大するとともに、一定の所得を超えた場合、控除額を段階的に減少
	扶養親族等に係る所得要件の引上げ	扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額に係る要件を 48 万円から 58 万円に引上げ
法人県民税 法人事業税	地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の適用期限	3 年延長
不動産取得税	宅地建物取引業者が取得し、一定の増改築等を行った個人の居住用住宅とその敷地に係る減額措置	2 年延長
	新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅とその敷地に係る減額措置	
自動車税 環境性能割	先進安全技術を搭載した新車のトラック・バスに係る特例措置	対象装置を限定の上 2 年延長

◆ 詳しくは県庁ホームページに掲載しています。

県庁 H P

令和 7 年度県税改正

検索

青森県・県税事務所